

2丁							裁 判 所								
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃					〃		平成 元	年	
〃	〃	〃	五	三	〃	〃					〃		四	号	
一六	一五	〃	一四	四	〃	五					〃		一	月	
簡易裁判所判事兼判事補に任命する	辞職を承認する	帰朝（東京）	マニラ出発	帰朝を命ずる	マニラ着任	東京出発					外務事務官（在フィリピン日本国大使館）に転任させる	解除する	外務事務官（アジア局南東アジア第二課）の併任を	る	日
内閣	〃											〃	外務省	事	項
														庁	名

今 崎 幸 彦

3丁		裁 判 所											
年 号	月 日	事 項	庁 名	内 閣	最高裁判所	最高裁判所事務総局刑事局第二課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第二課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる	最高裁判所	最高裁判所事務総局刑事局第二課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる
平成三	五 一六	京都簡易裁判所判事に補する	京都簡易裁判所判事に補する										
		判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に										
		より判事の職務を行わしむる者に指名する	より判事の職務を行わしむる者に指名する										
		東京簡易裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する										
		東京地方裁判所判事補に補する	東京地方裁判所判事補に補する										
		最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所裁判所調査官に充てる										
		判事に任命する	判事に任命する										
		東京地方裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する										
		最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所裁判所調査官に充てる										
		最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く										
		最高裁判所事務総局刑事局第二課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第二課長を命ずる										
		最高裁判所事務総局刑事局第二課長を免じ	最高裁判所事務総局刑事局第二課長を免じ										
		最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる										
		兼ねて最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる										

今 崎 幸 彦

4丁					裁 判 所									
年	号	月	日	事	項	庁	名							
平成	一四	九	三〇	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	最高裁判所									
一五	三	七	七	法制審議会幹事を免ずる	法務省									
	四	一	一	法制審議会幹事に任命する										
	一〇	一七	一七	法制審議会幹事を免ずる										
一六	四	一四	一四	法制審議会幹事に任命する										
	八	一	一	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる										
				最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる										
				最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる										
				東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所									
				法制審議会幹事を免ずる	法務省									
				司法研修所教官に充てる	最高裁判所									
一七	五	二六	二六	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了										
				判事に任命する	内閣									
				東京高等裁判所判事に補する										

今 崎 幸 彦

6丁		裁 判 所											
年 号	月 日	事 項	庁 名	二五	一 一六	九 九	九 九	一四	一四	二六	二七	二七	二七
平成二五	一 一六	法制審議会臨時委員に任命する	法務省	九	九	九	九	一四	一四	二六	二七	二七	二七
		最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局						最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	法制審議会臨時委員を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる	最高裁判所図書館長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる
		広報課長堀田眞哉海外出張不在中最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱を命ずる	最高裁判所										
		局秘書課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱を命ずる											
		広報課長堀田眞哉帰国につき最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱を命ずる											
		書課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱を命ずる											
		免ずる											
		水戸地方裁判所判事に補する											
		水戸地方裁判所判事を命ずる											
		国立国会図書館支部最高裁判所図書館長を免ずる	国立国会図書館										

今 崎 幸 彦

7丁		裁 判 所			年 号 月 日	事 項	庁 名
	三	九	三〇	令和元 九 二	五 二六	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	内 閣
	九	三〇	法制審議会委員に任命する	最高裁判所 高等裁判所長官に任命する	二七	判事に任命する	内 閣
			法制審議会委員に任命する	東京高等裁判所長官に補する			最高裁判所
			法制審議会委員に任命する	高等裁判所長官に任命する			内 閣
			法制審議会委員に任命する	検察官特別任用分科会に所属させる			検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する
				最高裁判所事務総長に任命する	二八 四	七	最高裁判所事務総長に任命する
				水戸地方裁判所長を命ずる			水戸地方裁判所長を命ずる
				水戸地方裁判所判事に補する			水戸地方裁判所判事に補する

今 崎 幸 彦